

関係機関 各位

2018年12月28日  
一般財団法人 日本助産評価機構  
理事長 堀内 成子

### WHC 教育プログラムを活用した院内研修開催について

近年、子どもへの虐待や、産後うつによる自殺率増加等の理由から、助産師のウィメンズヘルスケア（以下、WHC）能力強化の必要性がますます高まっています。

こうした背景をふまえ、日本助産実践能力推進協議会では、2020年・2021年にアドバンス助産師の認証を更新する区分として〔一般〕〔看護管理者〕〔教員〕〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕に加え、〔WHC〕区分を新設いたしました。

この〔WHC〕区分では、WHC研修の受講を要件のひとつとしておりますが、研修環境が十分に整っていない点が現状の課題となっております。

そこで、日本助産評価機構では、2020年と2021年の2年間に限り、院内研修（医療施設が主催する施設内の職員を対象とする研修）として行われたWHC研修を、更新申請に活用できる研修として認めることを決定いたしました。

各施設の皆様におかれましては、「WHC教育プログラム」をご活用の上、積極的にWHC研修を開催していただきますようお願い申し上げます。当プログラムは、研修内容の標準化を図ることを目的に日本助産実践能力推進協議会で作成されました。

日本助産評価機構では、引き続き関連団体と連携を図りながら、WHC研修の更なる充実化を目指し、体制整備を進めて参ります。

WHC研修が活発に開催されることにより、全国の助産師のWHC能力が高められ、妊産褥婦とその家族へのさらなる支援につながることを期待しています。